

社会福祉法人岩見沢東部保育会

評議員及び役員に対する報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人岩見沢東部保育会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、この法人における職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人における評議員及び役員には、次の各号により、職務遂行の対価として報酬を支給する場合がある。

- (1) 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- (2) 役員には、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- (3) 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額)

第4条 評議員には、評議員会出席の都度、謝金として一人一律 6,000 円を支給する。

2 役員には、理事会出席の都度、謝金として一人一律 6,000 円を支給する。

3 評議員及び役員に対する報酬額は、各年度の総額が一人につき 60,000 円を超えないこととする。

(報酬の支給日)

第5条 評議員及び役員に対する報酬は、評議員会又は理事会に出席した当日に、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

(通勤費)

第7条 評議員及び役員が、評議員会又は理事会に出席する交通費として一人につき 4,000 円を当日支給する。

(費用)

第8条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は平成29年6月17日（評議員会の議決日）から施行する。

以上